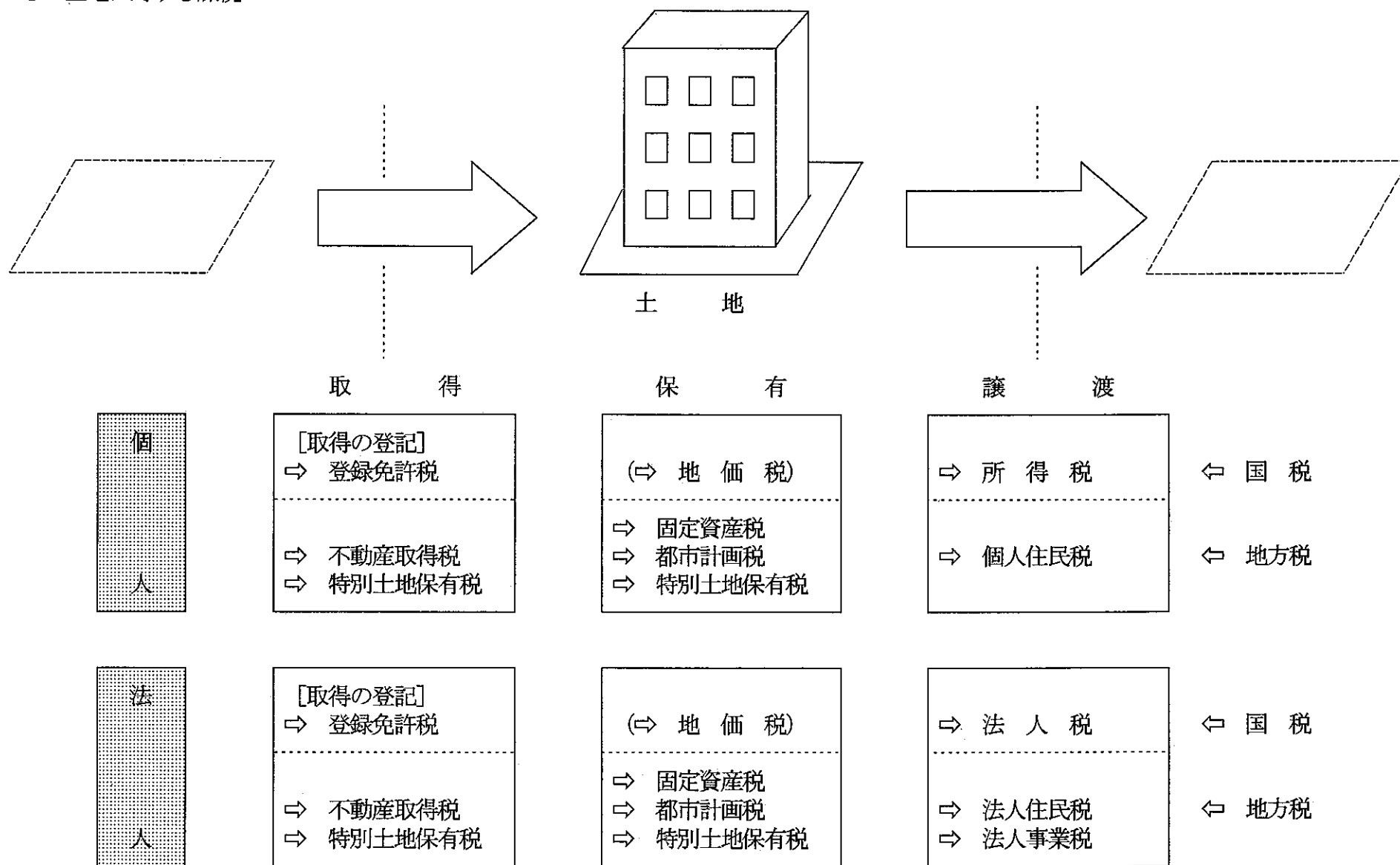


○ 贈与税の課税状況の推移

区 分 年 次	件 数 (A)	課 税 価 格		贈 与 税 額			課 税 最 低 限	
		合 計 額 (B)	1 件当たり金額	税 額 (C)	1 件当たり金額	(C) / (B)	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除
	件	億円	千円	百万円	千円	%	万円	万円
昭和 62 年	505,667	14,185	2,805	180,875	358	12.8	60	1,000
63	459,789	11,098	2,414	128,514	280	11.6	〃	2,000
平成 元 年	527,756	21,421	4,072	292,620	554	13.6	〃	〃
2	583,693	25,684	4,400	343,013	588	13.4	〃	〃
3	573,155	20,593	3,593	239,204	417	11.6	〃	〃
4	541,503	16,471	3,042	161,881	299	9.8	〃	〃
5	554,696	17,484	3,152	159,768	295	9.1	〃	〃
6	529,657	15,266	2,882	131,233	248	8.6	〃	〃
7	520,701	14,570	2,798	124,143	238	8.5	〃	〃
8	512,070	14,586	2,848	133,454	261	9.1	〃	〃
9	486,958	14,129	2,901	129,939	267	9.2	〃	〃

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。
2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である
3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

○ 土地に対する課税



登録免許税の概要

項 目	概 要	項 目	概 要
(1) 課 税 対 象	国による登記等（登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明をいう。）	(4) 税 率	登記等の種類ごとに法定（定率税率によるものと定額税率によるものとがある。） （例）不動産登記の場合 ・所有権の保存 〔住宅用家屋の軽減税率の特例 軽減税率 1,000分の1.5（本則 1,000分の6）〕 ・売買による所有権の移転 〔住宅用家屋の軽減税率の特例 軽減税率 1,000分の3（本則 1,000分の50）〕 ・抵当権の設定 〔住宅用家屋の軽減税率の特例 軽減税率 1,000分の1（本則 1,000分の4）〕 ☆ 軽減税率の特例の適用期限 9.4.1～13.3.31
(2) 納税義務者	登記等を受ける者（登記等を受ける者が2人以上であるときは、連帯して納付する義務を負う。）	(5) 納 付	原則 ⇒ 現金納付 例外 ⇒ 税額が3万円以下等の場合は印紙納付可
(3) 課 税 標 準	登記等の種類ごとに法定 （例）売買による土地の所有権の移転登記 ⇒ 不動産の価額＝固定資産税評価額 （注）土地の登記に係る不動産の価額の特例 6.4.1～11.3.31 ⇒ 固定資産税評価額×40/100 ☆11.4.1～12.3.31 ⇒ 固定資産税評価額×1/3		

（参考）不動産登記に係る登録免許税の課税実績

（単位：億円）

年 度	不動産登記合計	土 地 分	課 税 標 準 の 区 分 別			建 物 分
			不動産の価額	債権金額等	そ の 他	
元	10,103	8,528	4,406	3,477	646	1,575
2	9,135	7,588	3,707	3,232	650	1,547
3	8,097	6,657	3,823	2,187	647	1,440
4	6,686	5,383	3,115	1,656	613	1,302
5	7,007	5,631	3,584	1,423	625	1,376
6	8,655	7,143	5,208	1,343	592	1,511
7	9,673	8,095	5,880	1,595	621	1,578
8	9,880	8,252	6,355	1,362	535	1,628
9	8,215	6,802	5,075	1,240	487	1,413

（備考）「民事・訟務・人権統計年報（法務省）」等による。

土地・住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要

1 土地に係る登録免許税の軽減措置

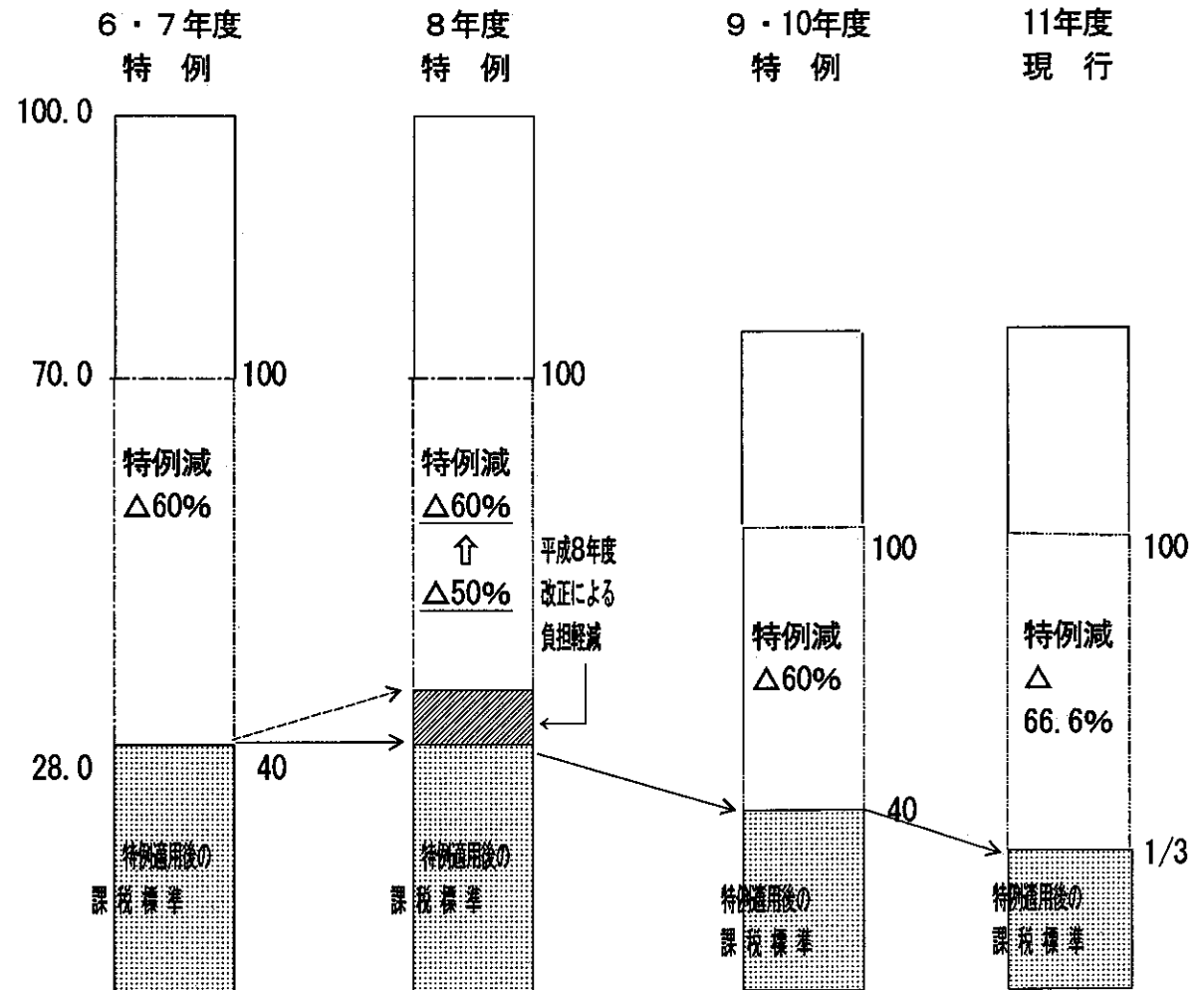
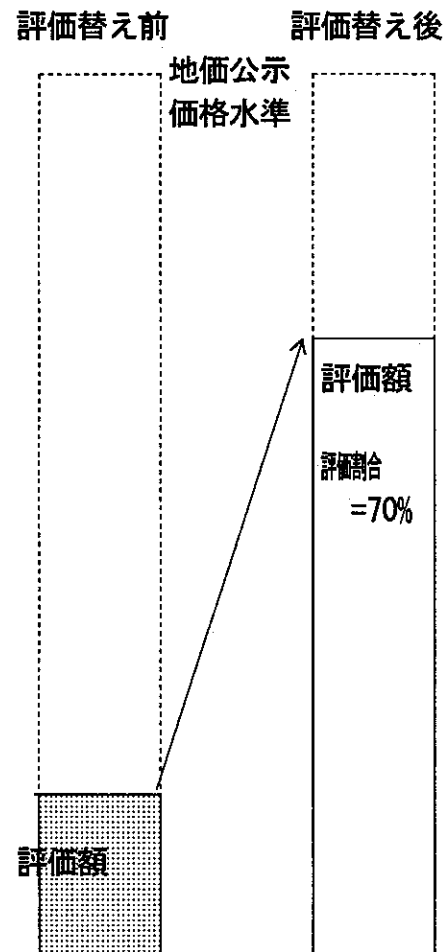
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{登録免許税額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{売買による土地の} \\ \text{所有権移転の登記} \end{array} \right] \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{固定資産税評価額} \\ \text{(地価公示} \times 70\%) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例} \\ \begin{array}{ll} \text{(6~10年度)} & 40/100 \\ \text{(11年度)} & 1/3 \end{array} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(5\%)} \\ \hline \end{array}$$

2 住宅に係る登録免許税の軽減措置

登記の種類	対象住宅	税率	
		本則税率	軽減税率 (9~12年度)
・住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減	・個人の住宅の用に供される床面積50㎡以上の家屋 (改正前 床面積の上限 240㎡以下)	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{1.5}{1,000}$
・住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減	・同上 ・中古住宅の場合は、築後25年(改正前20年)以内(木造は20年(改正前15年)以内)のもの	$\frac{50}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$
・住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減	・同上	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{1}{1,000}$

(参考)

○ 6年度の固定資産税評価替え



印 紙 税 の 概 要

項 目	概 要
課 税 対 象	印紙税法別表第1に掲げる文書 〔 具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、株券、受取書、預貯金通帳等を課税文書として掲名 〕
納税義務者	課税文書の作成者
税 率	課税文書ごとに法定（階級定額税率と定額税率のものがある。）
納 付 方 法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。
税 収	6,840億円（平成11年度当初予算額）

印紙税の課税文書及び税率等の概要

号別	課 税 文 書	記載金額等	税 率	負担割合 (%)	主な非課税文書
1	(1) 不動産等の譲渡に関する契約書 (2) 土地の賃借権等の設定・譲渡に関する契約書 (3) 消費貸借に関する契約書 (4) 運送に関する契約書	1万円以上 50億円以下 50億円超	200円 40万円 60万円	2 0.008 0.012~	記載金額が1万円未満のもの
2	請負に関する契約書				
特 例	・ 1のうち、不動産の譲渡に関する契約書 ・ 2のうち、建築工事の請負に係る契約書 (平成13年3月31日までに作成されるもの)	1千万円超 50億円以下 50億円超	1万5千円 36万円 54万円	0.15 0.0072 0.0108~	
3	(1) 約束手形、為替手形 (2)①一覽払手形、②金融機関相互間の手形 ③外国通貨表示の手形、④円建BA手形等	10万円以上 10億円以下 10億円超 10万円以上	200円 15万円 20万円 200円	0.2 0.015 0.02 ~ 	記載金額が10万円未満のもの
特 例	約束手形のうち、コマーシャルペーパー (平成12年3月31日までに作成されるもの)	1億円以上	5千円	0.005 ~	
4	株券、出資証券、社債券等	500万円以下 500万円超 1億円以下 1億円超	200円 千円 1万円 2万円	~0.004 0.02 0.01 0.02 ~	・ 信用金庫等が作成する 出資証券 ・ 株式分割等に係る株券 (平成13年3月31日ま でに作成されるもの)

号別	課 税 文 書	記載金額等	税 率	負担割合 (%)	主な非課税文書
5 6	合併契約書 定 款		4 万円		
7	継続的取引の基本となる契約書		4 千円		
8	預貯金証書		200円		信用金庫等が作成する記載金額が1万円未満のもの
9 10 11 12 13 14	貨物引換証、倉庫証券等 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 債務の保証に関する契約書 金銭等の寄託に関する契約書		200円		
15	債権譲渡・債務引受けに関する契約書		200円		記載金額が1万円未満のもの
16	配当金領収書、配当金振込通知書		200円		記載金額が3千円未満のもの
17	(1) 売上代金に係る金銭等の受取書	3万円以上 S 10億円以下 10億円超	200円 S 15万円 20万円	0.667 S 0.015 0.02 ~	・記載金額が3万円未満のもの ・営業に関しない受取書
	(2) その他の金銭等の受取書	3万円以上	200円		
18	預貯金通帳、保険料通帳等	1年ごとに	200円		信用金庫等が作成するもの
19	その他の通帳	1年ごとに	400円		
20	判 取 帳	1年ごとに	4 千円		

地 価 税 の 概 要

① 地価税の概要

◎ 課税対象

毎年1月1日に個人及び法人が保有する土地等

◎ 評 価

毎年1月1日の時価（相続税評価額）

◎ 基礎控除

- 定額控除の金額又は面積比例控除の金額のいずれか多い金額

- ・ 定額控除の金額

本 則	平成9年の特例
資本金等が1億円超の法人 〔 課税に規定する 租税等を含む。 〕	資本金等が10億円超の法人 5億円 〔 課税に規定する 租税等を含む。 〕
10億円	資本金等が1億円超10億円 8億円 以下の法人
上記以外の法人及び個人	15億円

- ・ 面積比例控除の金額
保有土地面積（非課税分を除く）×3万円

◎ 税 率

本則	0.3%	平成8・9年の特例	0.15%
----	------	-----------	-------

◎ 非課税等

○ 非 課 税

- ・ 国等の保有する土地等及び一定の公益的な用途に供されている土地等
- ・ 居住用の土地等（1,000㎡以下の部分に限る。）
- ・ 1㎡当たりの評価額が3万円以下の土地等

○ 課税価格の計算の特例

- ・ 3分の1軽減特例 } 一定の公的規制を受ける土地等
- ・ 2分の1軽減特例 }
- ・ 5分の4軽減特例 …… 優良な一団の宅地造成事業等に係る土地等

② 地価税の仕組み

平成10年から
当分の間
地 価 税 の
課税を停止

$$\left\{ \left[\begin{array}{c} \text{土地等の価額の合計額} \\ \left[\begin{array}{c} \text{保有土地等} - \text{非課税土地等} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \end{array} \right] \right\} \times \begin{array}{c} \text{税 率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{地価税額} \end{array}$$

③ 地価税収

平成4年度決算額	5,201億円
平成5年度決算額	6,053億円
平成6年度決算額	4,870億円
平成7年度決算額	4,063億円
平成8年度決算額	1,772億円
平成9年度決算額	1,601億円
平成10年度決算額	39億円
平成11年度補正後予算額	30億円

0.1%当たりの税収

(2,601億円)
(2,018億円)
(1,623億円)
(1,354億円)
(1,181億円)
(1,067億円)

個人の土地譲渡益課税の変遷

優良な譲渡

一般の譲渡

4千万円

平成元年～

3年度改正後

7年度改正後

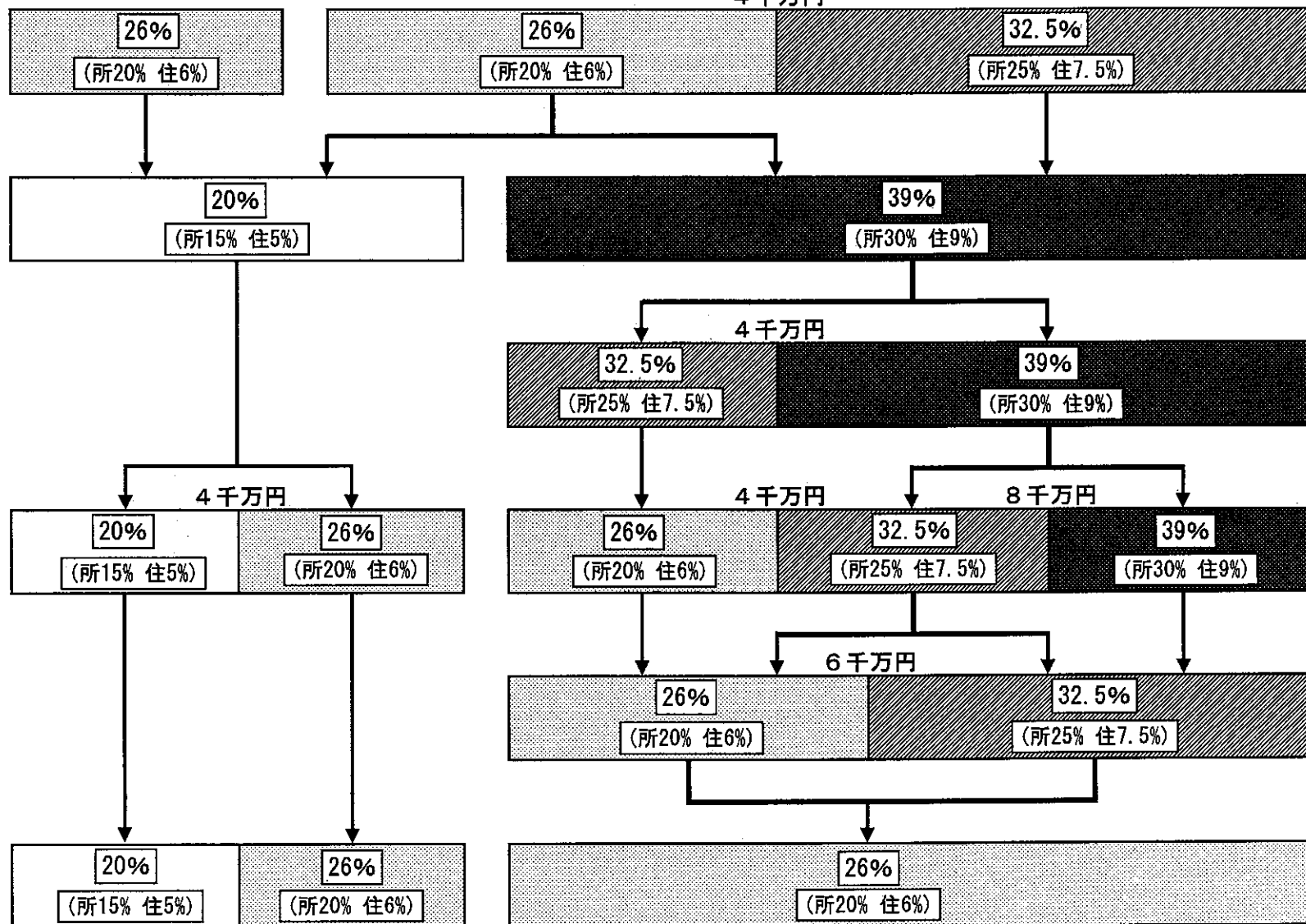
8年度改正後

10年度改正後

平成10～12年までの譲渡に係る時限措置

11年度改正後

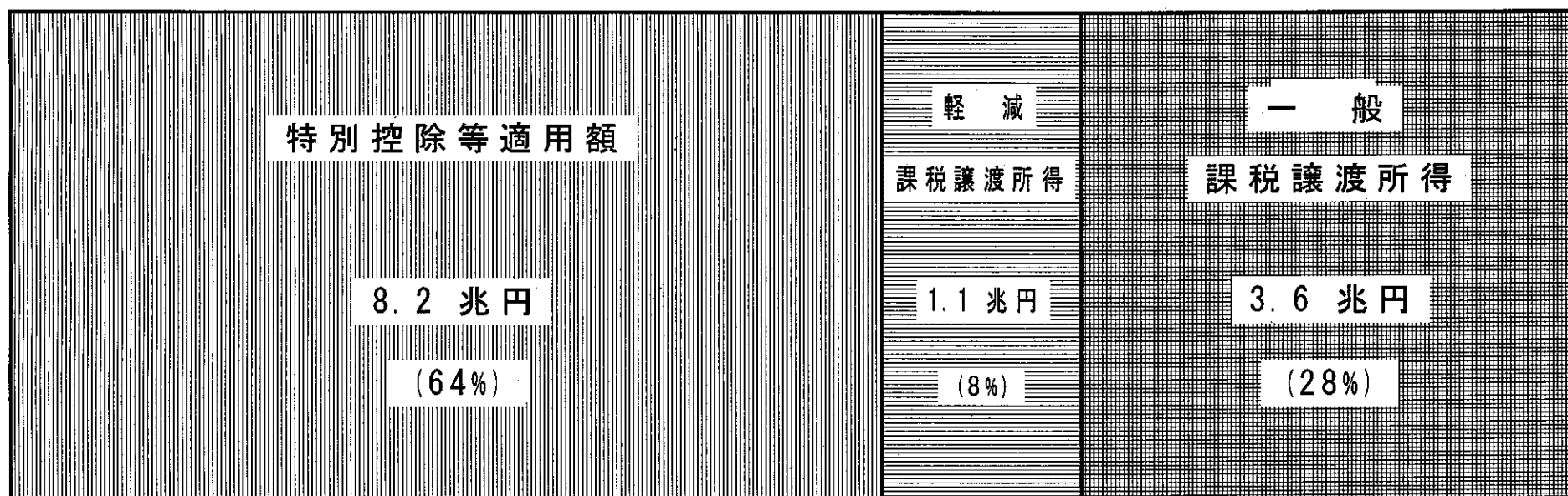
平成11～12年までの譲渡に係る時限措置



(注) 優良な譲渡：優良住宅地の造成等のための譲渡

平成 9 年分譲渡所得の課税状況（個人分）

譲渡益 12.9兆円（100%）



（備考）主税局調

法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の変遷

	超短期 (2年以下)	短期 (5年以下)	長期
～平成元年1月1日	30%追加		(なし)
平成4年1月1日	30%分離	20%追加	10%追加
平成8年1月1日	15%追加	10%追加	5%追加
平成10年1月1日	廃止	適用停止	適用停止
		～平成12年12月31日	

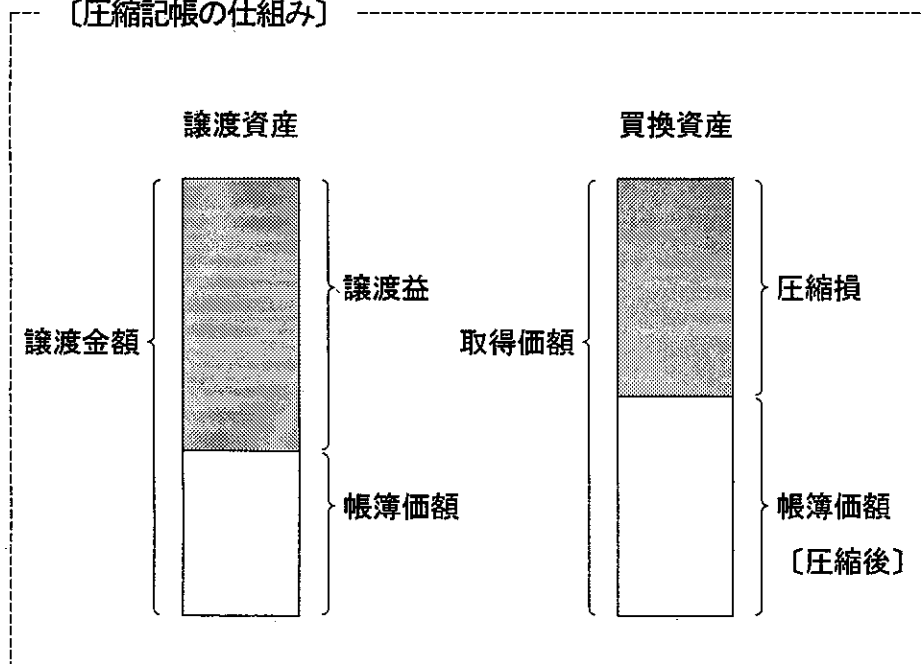
(注) 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合には、従前から追加課税の適用除外とされている。

事業用資産の買換え特例制度

1. 制度の概要

- ① 所定の買換え・交換により生じた譲渡資産の譲渡益については、買換資産の帳簿価額を圧縮することにより、原則として、その80%相当額までの損金算入が認められる。〔課税の繰延べ〕
- ② 譲渡事業年度に買換資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間（特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間）繰り越すことができる。
- ③ 1年前に先行取得した資産（特定の場合は、3年前の取得資産も可）についても圧縮記帳の対象とすることができる。

〔圧縮記帳の仕組み〕

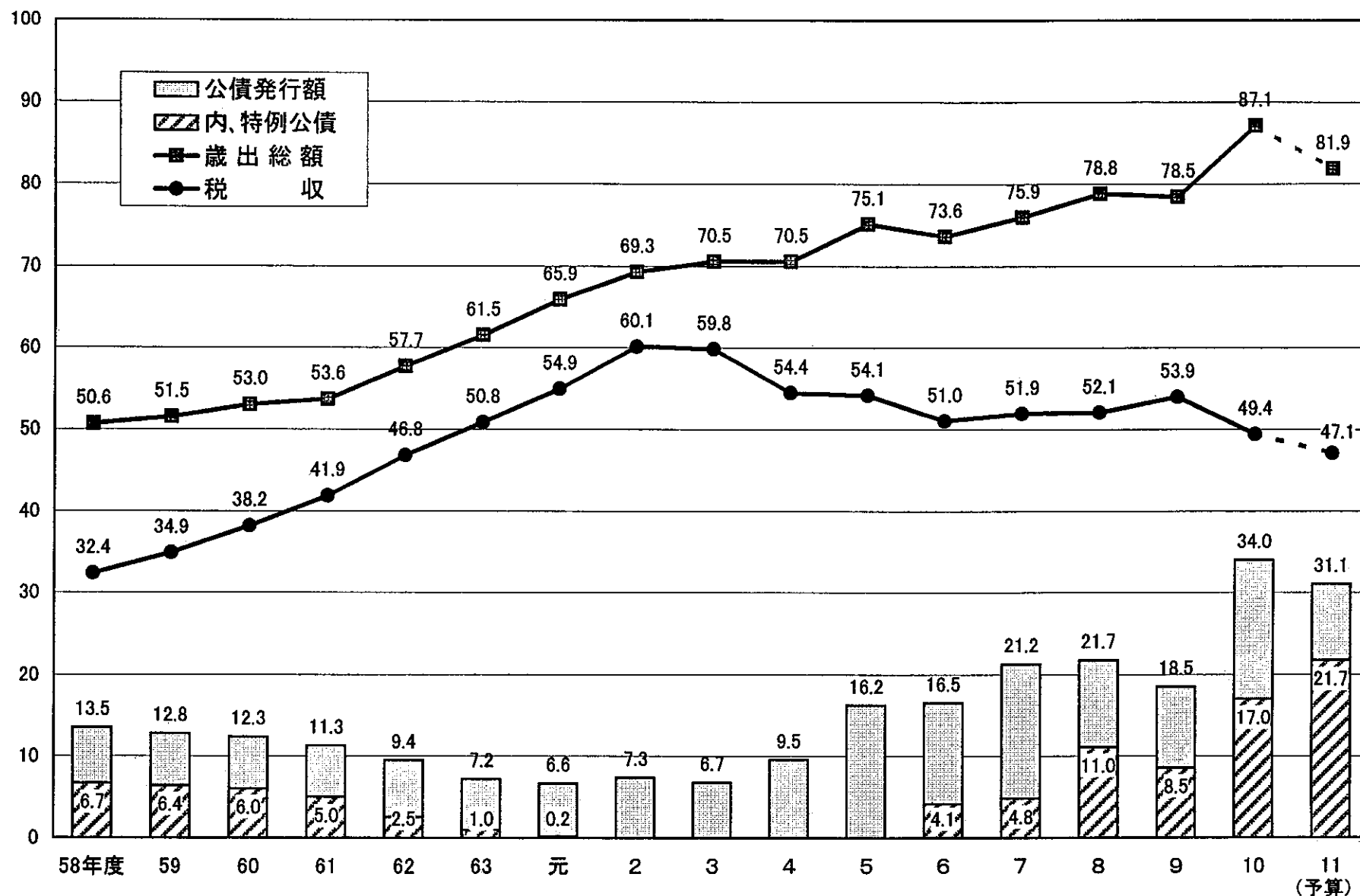


2. 対象範囲と課税繰延割合

(1)	移転促進のための土地を中心とする買換え 〔既成市街地等⇒それ以外、大気汚染規 制区域⇒それ以外等〕	80%
(2)	誘致促進のための土地を中心とする買換え 〔新産業都市等内への移転等〕	80%
(3)	移転促進・誘致促進のための買換え 〔移転促進地域（東京23区等）⇒誘導地 域（工業集積の低い地域）等〕	90%
(4)	既成市街地等内での土地の有効利用のため の買換え 〔既成市街地等内⇒既成市街地等内の高 度利用地区内の市街地再開発事業施行 区域等〕	80%
(5)	農用地区域等内での土地の有効利用のため の買換え 〔勧告に係る協議等による買換え等〕	80%
(6)	沿道の環境整備のための買換え 〔沿道整備権利移転等促進計画〕	80%
(7)	防災の観点から街並みの整備を促進するた めの買換え 〔防災街区整備権利移転等促進計画〕	80%
(8)	構造改善、事業再構築等のための買換え ① 産業活力再生特別措置法 〔土地等、建物⇒既成市街地等以外の 区域内の土地等、建物、機械等〕 ② 構造改善事業（沖振法等） 〔土地等⇒建物、機械等〕	80% (90%) 60%
(9)	土地流動化促進等のための買換え 〔土地等、建物等⇒土地等、建物等、機 械等 ※平10.1.1～平12.12.31までの措置〕	80%
(10)	日本船舶から減価償却資産への買換え 〔内航海運業の構造改善等〕	80%

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

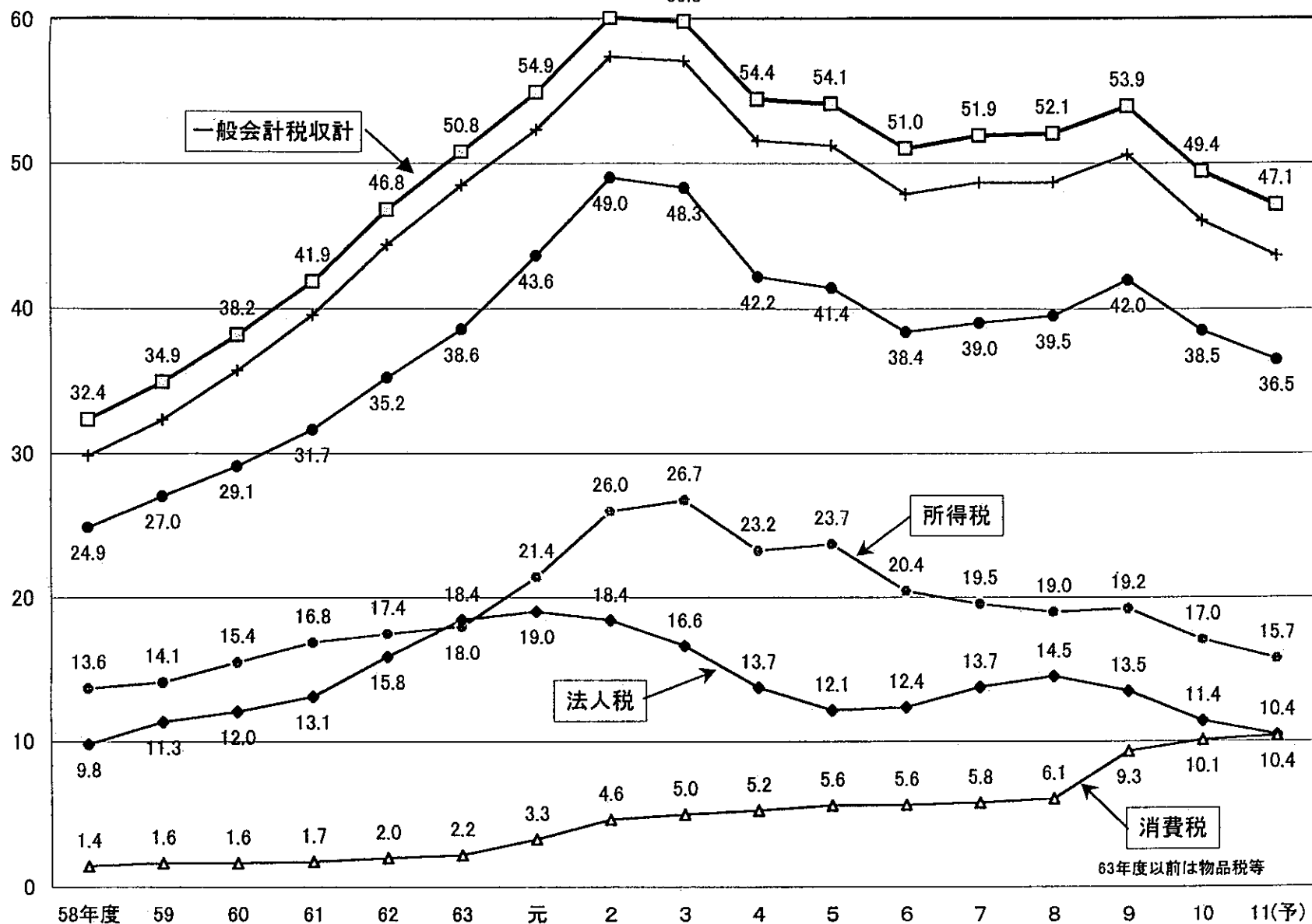


歳入に占める
税収の割合%

62.6 66.9 70.7 74.1 76.2 78.7 81.7 83.8 82.0 76.2 69.6 66.8 64.5 63.6 67.3 56.1 57.6

国 税 収 入 の 推 移

(兆円)



特定財源関係
10(決) 3.6

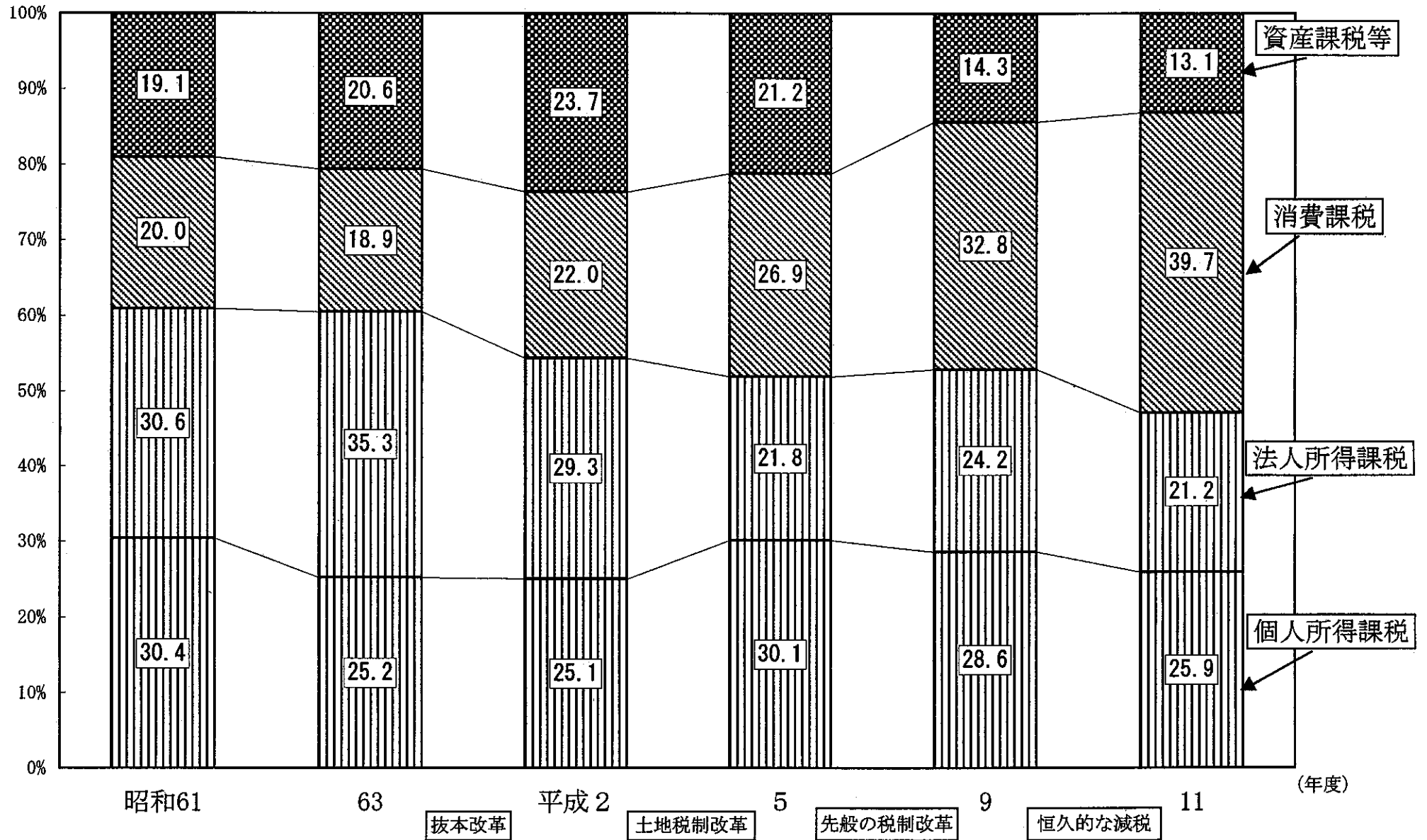
その他 10(決) 7.3

相 続 税	1.9
酒 税	1.9
た ば こ 税	1.0
関 税	0.9
印紙収入(登免税・印紙税) 等	1.6

所 得 税
法 人 税
消 費 税
の 合 計

所得・消費・資産等の税收構成比の推移(国税)

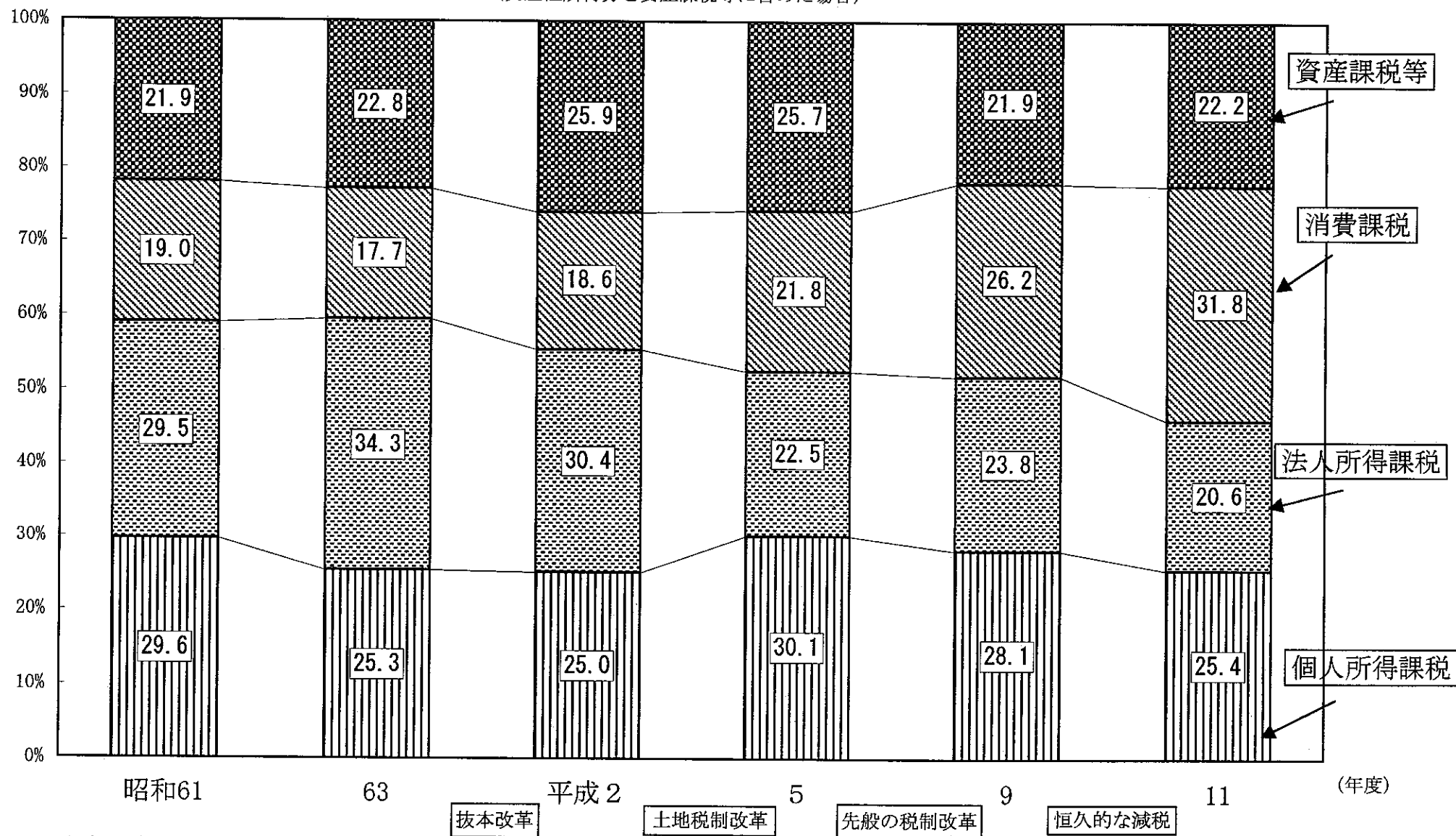
(資産性所得分を資産課税等を含めた場合)



(注) 平成9年度までは決算額、平成11年度については予算額による。

所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)

(資産性所得分を資産課税等を含めた場合)



(注) 平成9年度までは決算額、平成11年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。